

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成20年7月23日

場 所 第4委員会室

平成20年7月23日（水曜日）

---

午前10時1分開会

---

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・エコクリーンプラザみやざき問題への取組状況について
- ・総合評価落札方式の試行について

---

出席委員（9人）

委員 長	宮原 義久
副委員 長	黒木 正一
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	蓬原 正三
委員	野辺 修光
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	長友 安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳 憲一
環境森林部次長 （総括）	森山 順一
環境森林部次長 （技術担当）	寺川 仁
部参事兼 環境森林課長	飯田 博美
計画指導監	森房 光
環境管理課長	堤 義則
環境対策推進課長	道久 奉三

施設調査対策監	大坪 篤史
自然環境課長	飯干 利廣
森林整備課長	徳永 三夫
山村・木材振興課長	楠原 謙一
木材流通対策監	河野 憲二
工事検査監	濱砂 金徳

---

事務局職員出席者

議事課主査	大野 誠一
政策調査課主査	坂下 誠一郎

---

○宮原委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時3分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会への報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部でございます。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

まず初めに、職員の紹介をさせていただきます。エコクリーンプラザみやざき問題への迅速な対応を図る上で、関係市町村や地元対策協議会などとの協議や対応方針の決定など、高度な判断が必要とされる対外的な業務が増大してい

ることから、この問題を特命で処理する課長級の職員1名が7月16日付で配置されました。御紹介いたします。施設調査対策監の大坪でございます。

それでは、お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙の裏のほう、目次をごらんいただきたいと思っております。本日の説明事項につきましては、エコクリーンプラザみやぎき問題への取り組み状況について、環境整備公社が周辺地域等で実施した環境調査の結果や、7月13日に開催いたしました地元住民説明会の状況、外部調査委員会の取り組み状況を御報告いたします。また、2番目の総合評価落札方式の試行につきましては、当部所管事業独自の評価項目等につきまして御説明をいたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

**○道久環境対策推進課長** それでは、エコクリーンプラザみやぎき問題への取り組み状況について、私のほうから説明させていただきます。

常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。まず、(1)環境調査の結果(最終報告)についてでございます。環境整備公社では、去る5月26日から7月1日まで、地元対策協議会、県及び宮崎市職員の立ち会いのもとで、エコクリーンプラザみやぎきの敷地内及び敷地外の計56カ所で環境調査を実施し、そのうち河川水、地下水及び排水などの31カ所の測定結果につきましては、前回の常任委員会において、すべて基準をクリアしていたと報告したところでございます。去る7月11日に公社が、土壌や底質、騒音・振動、環境大気などについて、重金属等の有害物質を30カ所、ダイオキシン類を45カ所調査した測定結果について最終報

告を行いました。その結果、すべての調査箇所ですべて基準値をクリアしており、問題はございませんでした。

それぞれの調査結果でございますけれども、まず、①土壌調査、底質調査及び環境大気調査についてでございます。土壌調査4カ所ではすべて、重金属等の有害物質は土壌環境基準に適合しており、次の環境大気調査5カ所でも二酸化硫黄等は大気環境基準に適合しておりました。また、河川や防災調整池の底質調査では、重金属等の有害物質は公害防止協定の評価基準に適合いたしておりました。

次に、②の騒音・振動調査では、敷地内からの騒音・振動については敷地境界3カ所、道路騒音・振動調査では搬入道路5カ所のすべてにおいて、公害防止協定の評価基準に適合いたしておりました。

③の漏水箇所の土壌調査につきましては、浸出水調整池付近や漏水のあったマンホールの周辺においてボーリング等により調査を行ったところ、重金属等の有害物質は土壌汚染対策法に定める基準に適合いたしておりました。

最後に、ダイオキシン類調査につきましても、45カ所の調査地点すべて環境基準や排出基準に適合いたしておりました。

おめくりいただきまして、2ページには、環境調査の種類、調査場所などの調査内容を記載いたしております。

次の3ページから31ページには、調査データ及び調査地点図を添付いたしておりますけれども、これらにつきましては後ほどごらんになっていただきたいと存じます。

32ページをお願いいたします。エコクリーンプラザみやぎき問題に関する地元住民説明会についてでございます。エコクリーンプラザみや

ざき問題については、地元の不安解消と施設の一刻も早い機能の回復を図るため、5月14日の常任委員会で知事が説明いたしました4つの基本方針を定め、県として関係市町村並びに環境整備公社と連携して問題の解決に取り組んできております。先ほど説明しましたように、7月11日に、環境整備公社がこの基本方針に基づいて実施した環境調査の最終結果がまとまり、地元に対する説明会を開催したことに合わせまして、県としても知事みずからこの説明会に出席し、問題解決に向けての基本方針の説明や地元住民との意見交換を行ったものであります。

説明会は、②及び③にありますように、7月13日の日曜日午後1時から3時半まで、エコクリーンプラザみやざきで開催されました。

④にありますように、説明会には地元から、宮崎の北地区、佐土原地区、国富地区の各地区対策協議会の皆様を初め、約120名の住民の皆様に参加をしていただきました。

説明会では、⑤にありますように、環境整備公社理事長による状況報告の後に知事が基本方針等を説明し、意見交換を行いました。その後、環境調査の結果の説明及び外部調査委員会の説明を行ったところでございます。知事は、エコクリーンプラザみやざき問題について、地元を初め関係市町村、県民の皆様にご心配、御迷惑をかけたことについて心から謝罪すること、情報公開のおくれにより新しい事実が後から出てきて信頼を失ったことを反省していることなどを率直に申し上げました。また、地元の皆様の安全・安心に取り組むとともに機能回復を図ること、ことしの梅雨、台風の応急対策を至急実施することを指示したことなどを説明いたしました。地元からは、「公害防止協定を締結しているが守られていない。協定は白紙に戻して、再

度地元対策協議会と話し合いをすべきではないか」「浸出水の処理水については宮崎市の公共下水道に接続してほしい」「迅速に安全な施設にしていただきたい」、また、「責任の所在をきちんとしていただきたい」、さらに、「補修費の負担の考え方、進め方を伺いたい」などの意見や質問がありました。これに対し知事は、「外部調査委員会の結果を踏まえて、地元や関係市町村と十分協議していきたい」との回答を行いました。さらに、道路整備等の地元の環境整備や地元に対する優遇措置を求めるなど、多数の意見や要望をいただきました。これらの意見や要望については、今後、公社や関係市町村とも十分協議してまいりたいと考えております。

33ページをごらんいただきたいと思います。

(3)の外部調査委員会の取り組み状況についてでございます。外部調査委員会は、6月12日に第1回の委員会を、6月21日に第2回の委員会を開催したところであります。外部調査委員会の調査方法につきましては、第1回の委員会におきまして、調査を迅速に行うため、各委員がその分野に応じて調査を進めることと決定されましたことから、現在、技術的な分野を中心に各委員において調査が進められております。

第2回の委員会以後の取り組み状況でございますけれども、まず、6月24日に大塚委員が施設の調査を行うとともに、環境整備公社の概要や事務分掌、事務決裁の流れなどについて、公社職員に対するヒアリングを行いました。

次に、6月27日には、浸出水調整池第3水槽の安全性の検証、浸出水調整池第3水槽以外の工事の方法、盛り土のり面の安全性の検証の追加、地盤状況の把握のためのボーリング調査について、宮崎大学の中澤委員及び瀬崎委員と個別に協議を行いました。

7月8日及び7月10日には、各委員を個別に訪問し、浸出水調整池の機能不全の原因究明のための聞き取り調査の進め方について協議を行いました。これは、時間的制約もあることから、聞き取り調査を行う前に外部調査委員会から、平成12年度から18年度に環境整備公社に在籍していた職員52名と、浸出水調整池に関係する設計・施工管理及び工事を施工したJVの合計5者に対しまして事実申立書の提出を依頼し、この事実申立書をもとに委員会で聞き取り調査を実施しようとするものでございます。この結果、委員会としてその方法で実施すべきとの御意見でございましたので、野崎委員長名で7月15日に事実申立書の提出を、先ほどの52名、5者に依頼いたしました。

公社在籍職員に対する事実申立書の内容は、公社在職時の所掌事務、文書管理、事務決裁や業務に係る重要案件の処理方法等の一般的な事項に加え、職員の在籍時期に応じて浸出水調整池の機能不全についての質問事項も加えております。また、関係業者に対しましては、それぞれの設計・施工管理及び工事ごとに設計・施工管理及び工事の方法や考え方等を質問いたしております。

7月17日には再度、宮崎大学の委員と浸出水調整池第3水槽の安全性の検証及び第3水槽以外の工事の方法について協議を行っております。

次に、今後の主な取り組み予定についてでございます。まず、公社が実施いたしますボーリング調査の結果を踏まえまして、浸出水調整池機能回復に向けての検討を進めることといたしております。また、浸出水処理水の塩化物イオン対策など浸出水の処理システム全般についての検討もあわせて実施していきます。また、7月15日に依頼いたしました公社在籍職員及び関

係事業者からの事実申立書申し立て内容に基づきまして、委員による聞き取り調査を実施し、浸出水調整池の機能不全の原因究明及び予算執行や工法決定の意思形成過程の調査も進めてまいりたいと存じております。

私からは以上でございます。

○徳永森林整備課長 森林整備課でございます。

私からは、本年度、環境森林部で実施いたします総合評価落札方式の試行について御説明いたします。

委員会資料の34ページをお開きください。まず、(1)の独自の総合評価を試行する理由ですが、環境森林部で所管しております森林土木事業は、その大半が急峻な地形での工事であり、また、用地買収を行わずに工事を実施することから、地域の実情を理解し、地権者である森林所有者や地域住民の協力と理解を得ることが事業を進める上で不可欠であります。

このため、(2)の総合評価の内容にありますように、県土整備部の特別簡易型に対し、以下の2点を変更いたしております。1点目は、企業の地域社会貢献度のウエートを30点から40点に拡大いたしております。2点目は、その評価項目であります「ボランティア等の地域貢献の実績」と「道路パトロール等の実績」の2項目について独自の内容としております。その内容であります、下の表に県土整備部と環境森林部の相違点を網かけで表示しております。中ほどにありますように、県土整備部が評価する「ボランティア等の地域貢献の実績」を、環境森林部では「森林づくり活動」や「環境保全活動」等の地域貢献に重点を置くとともに、その下にあります、県土整備部が評価する「道路パトロール等の実績」を、環境森林部では、山地災害危険箇所や林道、作業道等のパトロール活動を内

容とする「山地災害防止活動等の実績」について評価することとしております。

また、(3)の平成20年度の試行件数でありませんが、予定価格2,000万円以上の対象工事90件のうち、40%に当たる36件を特別簡易型で試行することとしております。

なお、35ページから37ページに、参考といたしまして「総合評価落札方式の試行について」を添付しておりますが、先般の委員会において農政水産部より説明があったと思いますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、恐れ入りますが、別紙で配付しております「環境農林水産常任委員会（6月25日）における要求資料」をごらんください。本資料は、委員の皆様には先日ファクスで送付させていただいたところではありますが、その内容につきまして御説明させていただきます。

要求資料の内容は、国の補助金交付決定のおくれなど、工事の発注者側の理由で工期延長や工事の中止等になった場合、それに伴う経費増については、請負金額の契約変更をすべきであるということでありましたが、県としての対応について御説明いたします。

まず、1の発注がおくれる場合で、年度内に限って契約し、県議会等による繰り越し承認後に工期を延長する場合がありますが、この場合、県では標準的な歩掛かりで工事費を積算し、その工事費に対応した標準工期を設定した上で入札を行い、会計処理の関係から年度内に限って契約を行っていることから、工期延長による受注者の負担は生じないため、請負金額の変更は行っておりません。

次に、2の設計図書と現場状態、施工条件等が一致しない、また、予期し得ない特別の状態が生じたことにより工程におくれが生じ、工期

を延長する場合がありますが、この場合、県は、工事請負契約約款第18条に基づき、設計図書の訂正または変更を行い、必要があると認められるときは、甲乙協議の上、工期または請負金額を変更することとしております。

次に、3の工事用地が確保できない等のため、または天災等により工事現場の状態が変化したため、県が工事を中止し工期を延長する場合がありますが、この場合、県は、工事請負契約約款第20条に基づき、必要があると認められるときは、一時中止に伴う工期または請負金額について、甲乙協議の上変更することとしております。

なお、裏面以降に宮崎県工事請負契約約款の抜粋を参考として添付しております。

最後になりますが、現在、建設産業は大変厳しい状況にありますので、現場条件等の変更に伴う費用負担につきましては、工事請負契約約款の定めに従い、受注者と協議しながら適切に対処してまいりたいと考えております。また、現場を担当しております出先機関に対しましても、入札前には契約条件や施工条件等を明らかにするとともに、工事施工中におきましてはワンデーレスポンスの取り組みの強化など指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

森林整備課からは以上であります。

**○宮原委員長** 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様、質疑はありませんか。

**○長友委員** まず最初に、エコクリーンプラザみやざき問題についてお尋ねをしたいと思いません。

今説明がありましたように、7月13日に地元の住民に対する説明会が行われました。私も参加をしまして、率直な感想ですけれども、知事

がお見えになったということで、地域住民の方々も精いっぱい地元の思いを伝えたいということでお話があったように思います。その中で、公害防止協定等の遵守についてはしっかりやってもらいたいということが非常に前面に出たと思いますので、これはひとつ、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

それから、地元のさまざまな要求の中で、佐土原の方からだったでしょうか、河川等に関するいろんな問題が出ていましたけれども、あの辺について妥当性があれば、これはしっかり対処していただきたいと思います。

それと、今、第2回委員会後の取り組み状況ということで、外部調査委員会等を中心にさまざまな原因究明から対策から行われておりますので、非常に地元の住民にとっても安心できることではないかと思えます。ただ一点、知事が発言をされましたけれども、「これはちょっと言い過ぎかもしれないけど」というような表現で、自分が知事となったからにはこの問題はあいまいにはしない、きちんと対応すると、こういうことでございましたので、ぜひともその辺はしっかりお願いしたいと思えます。これは知事に言うべきことかもしれませんけどですね。

さまざまな工法が検討されていくと思えます。今からいろんな調査に基づいて、どういうふうな修理の仕方、対応を行うか最終的な結論が出てくると思えますけれども、ここで結論を急ぎ過ぎて、またまた後になって問題が出るということでは困ります。せつかくここまでしっかり取り組みをされているわけでございますので、できるだけ万全な策をしっかりとこの際講じていただきたい。これは要望としてとどめておきたいと思えます。

環境整備等の問題につきましては、当時、迷

惑施設ということで、地元の住民も相当ぎくしゃくした論議の中で、地元をまとめながら、県との話し合いなどをして受け入れるということになったわけでございますので、当時お話をあつた部分につきましては、再度しっかり取り組みを行っていただきたいと思えます。

要望ばかりになりましたけれども、そのような感想を持ちましたので、ひとつよろしくお願いをしたいと思えます。

**○野辺委員** 外部調査委員会のことでお尋ねしたいんですが、先般、会計検査院の立入検査があったと思っております。そのときにある程度の結論らしきようなことが報道されておったんですが、このことによって外部調査委員会の調査に支障を来すというようなことはないものでしょうか。

**○道久環境対策推進課長** 会計検査院は会計検査院としての調査を進めますし、外部調査委員会は別途調査を進めてまいります。そこでバッティングは起こらないというふうに考えております。

**○野辺委員** 浸出水調整池の漏水問題については、会計検査院はどのような調査がなされたのでしょうか。

**○道久環境対策推進課長** 会計検査は3日間行われました。そして2日目に現地に赴かれまして浸出水調整池の中をごらんになったということでございます。

**○野辺委員** 外部調査委員会が会計検査院と異なる調査結果を出した場合、支障はないと理解してもいいんですか。

**○道久環境対策推進課長** 外部調査委員会で調査を行っているということは、会計検査院の方もよく御存じでいらっしゃると思います。会計検査院としましては、工事が適正に行われたのかどう

かといったあたりを改めて見せていただくということでございますので、どういう形になるかわかりませんが、外部調査委員会等の調査結果も尊重していただけるのではないかと考えているところでございます。

○野辺委員 よくわからないんですが、会計検査院の一連の報道の中では、公社に責任があるという結論を出されたと思うんですが、どう考えたらいいんですか。

○道久環境対策推進課長 会計検査院としましては、今、調査の途中であるということで、このことにつきましては途中段階では一切コメントしないというお話でございますので、私どものほうも会計検査につきましては発言を控えさせていただきたいと思っておりますけれども、少なくとも会計検査院が何回も宮崎にお見えになって、前回のよう職員を呼んで聞くことはないだろうと考えます。ですから、書類調査、それから前回行われました現地調査、また我々のほうの資料提出等をお求めになって、会計検査院が最終的な結論を出されると感じているところでございます。

○野辺委員 今回の浸出水の調査は異常なしということ、すべてクリアしていると思うんですが、今までに浸出水調整池の原液といいますか、水そのものをどういうものが含んでおるか調査されたことはあるんでしょうか。

○堤環境管理課長 これまで3回ほど公社のほうで測定をしております。その測定の結果では、今回の調査と同じように全然問題のない結果でございまして。

○野辺委員 私が聞きたいのは、浸出水調整池にたまっておる原液について、数字は常時変わってくると思うんですが、ダイオキシンなどを調べられたことはないんですか。

○堤環境管理課長 これまで原水を処理する前は調べております。今回で4回目になるんですが、前の3回も特に基準を超えるような数字は出ておりません。

○野辺委員 ということは、もともとの原液には余りダイオキシンとか含まれていなかったから、今回も周辺の調査では出てこなかったということになると思うんですが、大体どれぐらいの量が漏水したと想定されておったんでしょうか。

○堤環境管理課長 公社では量はわからないという状況でございます。

○野辺委員 ということは、亀裂したところから地下に浸透していったということがまず想定されるわけですか。

○堤環境管理課長 第1—2水槽、第2水槽の最も亀裂の大きいところの壁をボーリングして調査したんですけれども、もともと原水にも余り含まれていなかったということもあり、特に外に出ているというような状況は見られなかったところでございます。

○坂口委員 会計検査院に関連してですけど、今後、この前みたいに詳しく関係者を聴取することはないだろうという見通しということではないんですか、さっきの説明。

○道久環境対策推進課長 会計検査院が宮崎のほうにお見えになって今回のような調査をなさることは、回数的には少ないだろうと考えております。

○坂口委員 当然かなと思うんです。会計検査院なんていうのは、税金が有効に使われたか、適当な金額だったかというようなことを見て、その過不足なり合法性、適正さなりを判断して、後どうして下さいというだけだから、当然、県がこれからやらなければならない調査と会計

検査院の検査というのはおのずと違うと思うんです。そこらあたりを会計検査院がどうだったからといって今後絡められると、また違ってくるんじゃないか。あくまでも金が適切だったかということの判断しか検査院はやらないということで、発注者であり、受納した公社の責任がお金の問題としてどうだったかしか判断しないと思うんです。どの業者にどういう責任があるなんていうのは出てこないから、それとは全く分離して、検査院のことについてコメントができないとか、検査院が入っているから調査がどうだというようなことだったら、これは間違うと思うから、そのところはしっかり認識を整理してほしいと思うんです。それは要望でいいんですけど。

そこで、漏水箇所とか観測点の汚染度をやって、基準値内ではあったということなんですけど、あの施設を整備する前の自然状態のときの汚染状況と調査した時点での汚染状況というのには、何らかのことで汚染が進んだよという違いはあるんですか。

**○堤環境管理課長** 開業する前に1度調査をしていますけど、そのデータと今と比べて汚染が進んでいるというデータは見当たりませんでした。

**○坂口委員** ほぼ変わっていないということですね。

いまひとつはっきりしないのが、今やるべきことというのは、原因と責任を徹底して解明していくという作業は当然だと思うんです。それと同時に、もっと急ぐべきことは、池の安全性を確認すること、地盤の安全性を確認すること、それを確認した上で、安全なものを一日も早く整備することが必要だと思うんです。それに向けての作業はどこでだれが取り組んでいるんですか。

**○道久環境対策推進課長** 第3水槽の安全性の問題等につきましては、まず、調整池の地質の調査が不可欠だろうと思います。先般、公社がボーリング調査につきまして入札を行いましたので、開所当時のボーリング調査結果と今回のボーリング調査結果の検証を進めることによって、安全性の検証を進めさせていただこうと考えております。なお、こちらのほうにつきましては、地盤工学の専門でございます瀬崎先生のほうにお願いすることになるものと考えております。

**○坂口委員** 僕はそれは分離すべきと考えているんです。あくまでも県あるいは公社の通常の公共工事のあり方として、対価を支払って責任ある必要な調査をこちらが指示してやらせて、判断をさせて、その判断に立って整備をするという作業と、今回の原因なり安全性、いろんな理由の調査は別個にやらないと責任の所在がはっきりしない。工事にはそれに伴う義務と責任が契約の中で負わされますよね。そのことに専門的に取り組ませて、時間を急ぐという必要もあるし、ある意味では向こうの決めたスケジュールに沿ってしか——調査員の人たちは専門じゃないから、本業を持った上で日程なんかを調整しながら、これについては今後何度の協議を重ねましょう、いつごろやりましょうというようなペースだと思うんです。それは全く分離しないと。そして必要なものには適当な対価を支払って、契約の中でぴしっと物を確保していかないと間違いじゃないか。ずるずる行ってしまっただけで、すべての結論が出た後の工事の施工となってくるんじゃないかと思うんですけど、今のやり方で工事を優先させるようなことはできますか。

**○道久環境対策推進課長** 第3水槽の安全性、

それから第3水槽以外の工法等の決定につきましては、ボーリング及び土質の試験を踏まえないと結論が出ないだろうと考えます。私どものほうとしましても、入札終わりましたので、できるだけ早くそういう結果を出していただくように、公社のほうを通してお願いいたしたいと存じます。

**○坂口委員** 確認ですけど、公社というかむしろ県でしょうけど、これは全く別個に考えて、ボーリング調査なり今後進めるべき必要な作業を整理して、それについては今後の発注スケジュールを組んで、正式に基礎調査に基づいた安全確保のための設計を新たに発注して行って、工事は別に考えないと、今の絡んでしまっていると思うんです。県が発注した調査結果をまた専門委員会にほうり込むんでしょうけど、コンサルタントでも何でもありませんよ。分業された専門家集団というか、集団にもなっていないんです。部分的に専門的なことが判断できるだけで、そこが設計書を書いて、いろんな基準なりマニュアルに基づいて安全な施設を確保できるという作業は別個になると思うから、それは別個に考えられたほうがいいんじゃないかと思うし、また別個に考えるべきじゃないですか、そこと絡めるんじゃないで、全く別な作業としてやるべきじゃないですか。

例えば、今やることは、地盤もボーリングが終わったのなら、事前のボーリング結果のデータと今のデータとどう変わってきているかで状況の変化、これは専門家が見れば、ここでこういう手立てが必要となります。その上で、前の資料がありませんということになれば、それは調査委員会に報告して、だれの責任でどうして紛失しているんだということをそこに投げればいいだけで、今ある資料から安全なものをどう

やるかということ。池なんていうのも、池の部分なり破砕試験なりをやって、これが大丈夫かどうかという試験をやればすぐわかることじゃないですか。既に設計書あたりはできていてもおかしくないぐらい日時経過していますよ。まだ今からどうやろうこうやろう。また、いつになるかわかんけど、調査委員会開いてもらって、こういう資料が欲しいんだよなど言えば、それに基づいた発注になっていくでしょう。まだまだ責任の重さを感じないですよ。本当に急ごうという使命を持ってやっているのか、ちょっとぴんとこないですけどね。そこら整理される必要ないですか。

**○道久環境対策推進課長** 安全性の問題とか工法等の決定につきましては、ボーリングとか土質調査、試験の調査を待たないと最終的な結論は出ないと思うんですが、また一方で、第3水槽につきましては、本体の工事をどのようにやったかといった資料は残っているということでございまして、こちらのほうにつきましても設計の資料に基づいて検証を行うワーキングコンサルに委託を行いまして、技術面の検証をいたすというような形をとっております。それから、日技のほうで現在、実施設計のほうを進めておりますけれども、そちらのほうでできました時点で、同じワーキングコンサルのほうで調査をやっていく予定になっております。

**○坂口委員** それは原因究明とか施工過程での責任の究明に必要な調査で、それは当然必要だと思うんです。あの池が安全なのかどうなのかというのは別な試験方法は幾つもあるんです。目視する方法から、あれを一部砕いて調べる方法から、限られた方法ですけど強度を調べる方法があるから、それでまず危険なのか安全なのかを確保する。それは既に結論を持って日技は

その補強設計をやっていると思うんです。だから、その設計ができ上がった時点でどうするのかとか、そういうスケジュールはないんじゃないかという気がしたんです。

それからボーリングなんていうのは、発注してその結果を待ってというけど、ボーリング発注した調査結果は、いつまでにどういう調査を得ようとしているのか。安全なものをつくるために必要な調査と、外部調査委員会が自分らの仕事をやっていく上に必要な調査は整理しないと、ごっちゃになっているんじゃないか心配しているんです。そんなことをやっていたら時間を幾らかけても足りないということです。

**○道久環境対策推進課長** 確かに坂口委員おっしゃいますように二面性があるかと思います。原因究明を進めるといったことと、機能回復を図るといった二面性があるかと思います。このボーリング調査につきましては、その2つとも解決していくために必要な調査ではないかと思います。坂口委員がおっしゃいますように、いろんな調査結果を待っておれば、後ろのほうに後ろのほうにという懸念ももちろんあるかと思いますが、私どものほうとしては、できるだけ早くこの調査結果をもとに機能回復のための工事に取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口委員** それじゃだめだと言っているんですよ。二面性があるじゃなくて、2つの目的を持って別に作業を進めなきゃだめだということです。二面性があるのは当然ですよ、原因を追究しようということの一つはやっているわけです。しかし、最初、地域なり県民と約束したじゃないですか、「県の責任において一日も早く安全なものを確保します」ということを約束しているんですよ。一日も早くじゃないじゃないです

か。調査を先行しながら、それに基づいてついでにやりますという進行のあり方じゃないですか、今のまま進めれば。二面性を持たせちゃだめですよ。2つの目的を持って別の作業をやらなきゃ。原因の追及なり責任の所在というのは別ですよ。安全なものを一日も早く確保するというのもまた別ですよ。そこをこんがらかしていないですか、整理してないんじゃないですか、今の説明を聞くと。二面性があるものと考えておる、当然のことですよ。2つの目的はやる責任があるんですよ。そこをどう整理されているんですか、整理してないんですか。整理されているなら、僕が言うのが正しい、正しくないじゃなくて、こういう方針で行くんだというものを示してください。二面性があると考えているんですよなんていうんじゃないですよ。

**○道久環境対策推進課長** 繰り返しになるかもしれませんが、工事の復旧につきましては、私どものほうもできるだけ早くという願いは一緒でございます。ですから、できるだけ早くボーリング、土質試験を終わっていただいて、工事にできるだけ早く取り組んでまいりたいと思います。

**○坂口委員** できるだけ早くやってないんですよ。どれぐらいかかりますか。例えばあそこが何にもない場所だと考えてみらんですか。工事する前に、この上に池をつくって大丈夫かどうかという調査をやるんです。その調査をやればいいんですよ。今の地盤が大丈夫か大丈夫じゃないか判断すればいいんです。大丈夫じゃないと判断したときは、技術的にそこを大丈夫にする技術もあるんです。それをそこに導入して、まず大丈夫なものを確保するか。大丈夫にならない、費用の無駄だとなれば別な場所に行く

かの判断は早くできてますよ。

それから、あの池がなかった、新しい池をつくると考えてください。新しい池をつくって安全か安全でないかというのは完成検査というのをやるんです。完成検査をもう一回やればいいじゃないですか。だめですよとなったら壊せばいいじゃないですか、もう一回やり直させればいい。しかし、それは今責任を追及できないから、代行してやっておいて、法的に壊して作り直させる責任が業者にあったとなれば、それから法律に従って請求していけばいいじゃないですか。それが県民との約束だったはずですよ。

「一日も早く安全なものを確保する、県の責任において。私が知事になったからにはいいかげんなことはやらない」、県民との約束をやるかやらないかですよ。今、だれに責任があるかを県民は急いでいるんじゃないです。それもやれと言っているけど、とにかく安全なものをつくってくれという、2つの命題を抱えているんです。だから、考え方を整理しなきゃ、僕はどうも整理されていないような気がするんですけど、どうですか。同時に進めているんじゃないですか、別個に進めていますか。

**○道久環境対策推進課長** 今、外部調査委員会におきましては、補修工事でいくのか、もし補修工事でいくとすれば、安全性は……。

**○坂口委員** それはわかっている聞いています。外部調査委員会にやったらそれを専門的に詰めていくかどうかということです。詰めていけば結論が出るのはわかるんです。だめでした、やり直しでしたとか、こういう補強工事が……。それが一日も早くという約束につながるのかということです。あの人たちは本業を持ちながら、しかも責任は負わされずにやっていくわけでしょう。報告をするわけでしょう。そ

うじゃなくて、責任を持たせた、しっかりしたところにしっかりしたものを仕事として委託をしていく。だから、設計業務というものを発注していくべきじゃないか、発注したものに基づいて物をつくっていくべきじゃないかということを行っているんです。僕が間違ってますかね、委員長。整理してほしいです。時間の無駄遣いになる。

**○道久環境対策推進課長** 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、外部調査委員会だけで今検証を……。

**○坂口委員** これは部長がどう思うかわからんけど、コメントして、これはこれで終わります。切りがないです。

**○宮原委員長** 今、坂口委員のほうから言われているのは、原因究明は原因究明、安全をいかに確保して早急にとということですから、その部分を、知事も約束はされたと思います。早急に改修なり何らかの手を打って安全を確保するということでありましたので、そのやりとりで今こういうことになっていますが、要は、担当部署として、原因究明は原因究明でやる、そして早急な改修、または下水につなぐという話もありましたが、そういう方向性で安全を確保するというを一日も早くということでの議論になっていますから、これについて部長がどのように考えておられるか聞かせてください。

**○高柳環境森林部長** 安全性の検証、確保は早急に対応すべきことだろうと思っております。あわせて原因究明というのも当然やっていくことだと思っております。具体的な工事の進め方云々については、この場ではっきり申し上げられませんけど、基本的には、安全性の確保は早急にやるべきだというふうに考えております。

**○宮原委員長** 原因究明はなるべく急いでほし

いということになるので、外部調査委員会にお願いをしてありますから、県民に対して安全な施設ですよということにするためには、これが延びれば延びるだけ不信感が募りますので、いつまでにこういう対策で完全な形で稼働させますということ、きちっとした形で方向づけをするべきだと思います。きょう答えは出てこないと思いますので、そこも含めて環境対策推進課なり担当と十分協議をしていただいで、なるべく早い段階で一つの方向を出していただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

**○外山委員** 会計検査院のことについてですが、今度の検査は通常の検査だったんですか、それとも今度の事故を受けての特別検査だったんでしょうか。

**○道久環境対策推進課長** 今回の新聞報道を受けての検査でございました。

**○外山委員** 報道等によると、場合によっては補助金の返還もあり得るといような報道がありました。会計検査院の調査の結果、補助金の返還を求める場合、どんな場合に返還を求めてくるんですか。

**○道久環境対策推進課長** こちらのほうにつきましては、会計検査院、環境省が2者でお話し合いになって、返すべきか否かの結論を出されるということですので、はっきりしたことは申せませんが、一般的に言えば、今回の問題につきましては、調整池が補助金交付に値しないと判断された場合に返還が求められることになるだろうと考えます。

**○外山委員** 予測をしてここで議論してもしようがないんですが。

ところで、国のほうからの補助金は幾ら入っていたんですか。

**○道久環境対策推進課長** 全体ということではよろしゅうございますでしょうか。

**○外山委員** 小さいのは別として、調整池と機械設備とはどんな割合で入っておったんですか。

**○道久環境対策推進課長** 埋め立て処分施設に係る国庫補助金につきましては約8億弱ということでございます。全体的には58億円の補助金が入っておりますけれども、ほかの施設が幾らだったのかということにつきましては、後ほど御回答させていただきたいと存じます。

**○外山委員** そういう形で入っていて、埋め立て施設、調整池を含む、そういうところが税金を適切に使っていなかったという結論になれば、全額かどうかは別として、この部分の返還の可能性はあると思うんです。この返還を求められたときに、それに対応するのは公社なんですか、県ですか、市町村なんですか。

**○道久環境対策推進課長** この補助金は、ほとんどが公社に対して直接交付された補助金でございます。一部県を通してやられた補助金もございまして、ほとんどは公社が直接補助金を受けておりますので、当事者としては公社という形になります。

**○外山委員** 大体流れはわかりました。これ以上の議論をここでしてもしようがありませんので、これで打ち切ります。

**○長友委員** 先ほど漏水箇所が土壌調査が基準値内だったということで一安心していますが、このデータの中で「未満」と書いてあるのは数字が小さくなるからだろうと思うんですけれども、ゼロの値というのはいないんですか。未満という表現になってはいますけれども。

**○堤環境管理課長** 未満というのは、法律で定められた測定法で、それ以下の数字については信頼できないということで、それ以下は未満と

いう表現にするようになっていきます。検出限界未満ということをございます。

○長友委員 先ほどの坂口委員の質問の中では、供用開始前と漏水があった後の調査で差違は見られないということであったんですけども、供用開始前の浸出水調整池付近のボーリング調査のデータというのはあるんですか。

○堤環境管理課長 供用開始前というのは、もちろん供用していませんので排水はないわけでございます。今言われた土壌調査のデータは、私のほうではいただいております。多分ないと思います。地下水とか河川水のデータ、そういった周辺のデータがございます。

○長友委員 どこが破損するかわからなかったわけですから、破損した付近を調査したんでしょうけれども、同じような埋立地の埋め立てが始まる前の地質調査のデータというのはいないんですね。

○堤環境管理課長 それは私のほうでは把握いたしてありません。

○長友委員 そうなると、比較検討というのは定点での部分でしかないということになるんでしょうけれども、漏れたということであれば、何らかそこに変化があるだろうと考えるのが常識で、その前のデータがなければ比較検討にならない。ただ、幸い基準値内ということでありますので、それを信用するしかないわけですけども、もともと現地の土壌の中にこれらの重金属等がどういう感じで存在したのか、全くないものもあるだろうし、そこ辺との比較が欲しいなという気がするんですけども、なければやむを得ないということでしょうね。

○道久環境対策推進課長 先ほどの外山委員からの補助金の関係ですけども、先ほど申し上げましたように全体では58億円でございます。

区分として、ごみ処理施設、埋め立て処分施設（最終処分場関係）、リサイクルプラザ、この3つに分かれておりまして、大まかに言いますと、ごみ処理施設が35億6,000万円程度、埋め立て処分施設が7億9,000万円弱、リサイクルプラザ関係が14億5,000万円強で、トータルが58億円となっております。

○蓬原委員 総合評価落札方式、特別簡易型。34ページのウエートが30から40という話のこの40の内訳、地域内における本支店、営業所の有無、ボランティア、山地災害防止活動あるいは県との防災協定、ISO、新規学卒者、5つあるわけですが、40点の中の5つの配点というのはどうなっているんですか。

○徳永森林整備課長 この評価項目は、さらに詳細に評価基準というのに分けておりまして、例えばボランティア等の地域活動につきましては3つに分けております。ボランティアを2回以上しましたというのが9.3、1回しかしませんというのが4.7、何もしてませんというのがゼロというふうに、評価項目をさらに詳細に分けて配点しております。

○蓬原委員 ここでは5つあるわけですから、細かいところは抜きにして、この5つの配点はどうなっておりますかという質問なので、細かいところは今のところ必要としておりません。

○徳永森林整備課長 数字を確かめますので、ちょっとお待ちください。

済みません。地域における本支店の関係が9.3、山地災害防止活動等の実績が9.3、ボランティア等の地域活動も9.3、ISOの取得が2.7、新規学卒者の雇用が2.7、障がい者の雇用状況が6.7。

○蓬原委員 障がい者というのはいないんですけど。

○徳永森林整備課長 新卒者の雇用状況等の中

に入っております、それが6.7。

○**蓬原委員** 末尾がゼロになりますか。0.3というのが出ますが。

○**徳永森林整備課長** 済みません。新規学卒者の雇用状況につきまして9.4ということになります。

○**蓬原委員** そうなったときに、隣のページの落札者の決定方法の①得点（加算点）の算出、10点というのは、県土整備部の企業の地域社会貢献度の30点に対して、環境森林部は40点にしました。その差し引きが10点上乗せになっておりますという10点が、ここで言う加算点という意味ですか。私どもの委員会の中では理解が進んでいないようなんですが。

○**徳永森林整備課長** この10点は、100点を110点にした10点という意味じゃなくて、110点を加重平均したときに全体で10点になるということになります。ともかく加算点というのは満点で10点になりますということです。110点の中をすべて取った人は10点プラスしますよということになります。そういう加重平均をしていって、最終的に10点がプラスされると。基礎点というのが100点ありまして、それプラス110点満点の人は10点、110点ということに、それが加算点ということになります。

○**蓬原委員** 1つだけお考えをお聞きます。坂口委員からも前指摘があったと思うんですが、新規学卒者の雇用状況9.4ということで、意外とウエートが高いなと思います。実際、業者の皆さん、経営的に大変なんですが、新規の若い人を雇用するという意味では非常にいいなとは思っています。ただ逆に、この点数を稼がなければならないかという指摘

があったと思います。9.4というウエートとしては割と高いと思うんですが、どういうふうにするそのバランスをお考えですか。

○**徳永森林整備課長** 9.4の中で、新規学卒者の雇用につきましては2.7で、障がい者の雇用につきまして6.7ということになっておりますが、今委員のおっしゃるとおり、そういう懸念があるという声も確かに聞いております。森林土木事業につきましては中山間地域での工事が多いということで、中山間地域の首長の方々等にも状況はどうかということで聞いてみましたら、中山間地域の建設業におきましては、若い人たちを雇用するんじゃなくて、若い人たちをつなぎとめるのが非常に難しくなっている状況があるということが一点。今の状況の中で新たに若い人たちを雇用するというのは、非常に難しい状況のようです。

もう一点、配置予定技術者の能力というところでの評点もありますので、若い人たちは現場を任せられるのに2年ぐらいかかりますので、ベテランをやめさせて若い人を雇うというのは、現段階では非常に難しいと思っているんですが、これが森林土木事業において地域社会貢献としてどれぐらいの件数が出てくるのか検証しながら、改めて地域貢献にする項目について検証していく必要があると認識しております。

○**坂口委員** 関連してですけど、ちょっと認識が違うと思うんです。技術評価できる人たちは国家資格の資格持ち者だけですよね。そうでなくて、長年、現場を一番知って、現場でいい仕事ができる人たち。そういう人たちは、この前も話しましたように、苦しいながらも重機を売ったり、土地を売ったり、蓄えをすべて食いつぶしながら抱えているところがあるんです。義理人情もあるかもわからないけど、やっぱり経営

者の使命感ですよ。そういった人たちがやっているところを評価せずして——この人たちはどこでも評価されないんです。総合評価の中でみなし2点というのはあります。だけど、直接契約に基づく評価というのはどこも出てこない。

新規学卒あるいは障がい者——障がい者とはもと必要として雇っている企業もあるんです。そこは障がい者が必要だから、あるいは障がい者のほうが有利だから。そういうところがぼこんと6.7ですか評価されて、いろんな意味から責任果たしながら、あるいは、あの人の子供を抱えながら生活できんようになることは忍びないと。それらを評価せずして、しかも結果的に高い買い物をするという納税者サイドからの負担は増すわけです、この評価が上がるごとに。そうなったとき、新規卒業者とベテランがやった品物の品質は常識的にはどちらがすぐれているか。納税者はすぐれた品質のものを高く買うのは納得しますよ。しかし、素人がつくったけど、新規卒業者が就職がないからそれを雇ってくれるところだから、高くついたけど勘弁しろよといったら、世論は分かれると思います。しかも知事は、宮崎県は業者が多過ぎるからこれから淘汰するんだと言っているんでしょう。淘汰する対象のところに、勉強してこれから社会に出ようとする人たちを政策誘導的に雇用させるんですか。さあ、目的どおり倒産した。どこか行きなさいとやるんですか。僕は今の説明は納得できないと思って聞いてたですよ。検証する前に道義的にバランスをとる必要があると思うんです。そのところは、こういう強い指摘があったということは持ち帰って、もう一回公共三部で協議していただいて、早速改めていただきたいと思います。

それから、今までこういった総合評価方式で

4割も5割も出さなかったじゃないですか。だから、今までのものを検証した結果とか、今の状況を見たというのは、これは間違いですよ。これをやった結果どうなるかというシミュレーションをやって、それを参考に検証していかないと、今までのことを検証して、その結果こうやりましたというんじゃ、参考にならないです。今までやってないんですか。

そこで新たな質問ですけど、まず、ISOというのが技術的評価から地域貢献評価に変わったということは、評価対象が当然変わっていると思うんですけど、ISOを取得していることについて、どこらを地域貢献と見るようになったのかということです。

○徳永森林整備課長 確かにISOイコール地域貢献に直結しているか、非常に疑問のところはあるんですが、これは技術面のところもあるのかなという感じもします。今回は環境アジェンダ21等についての評価のようでございますので、ISOの取得について、これが地域貢献の項目に入るのかどうかは検討してみたいなというところがあります。企業の技術力に入るという気もします。どこかに入れる必要があったというふうに、私のほうは認識をしているところです。

○坂口委員 これは県土整備部主導型だから、ここでなかなか答えづらい面もあると思うんですけど、ISOで地域貢献で環境といたら、その中の9001なりに限られますよね。責任の所在とか品質。でも、これはどのISOを対象とするんだという現場指定をやって初めて、そのノウハウはそこで責任を持って導入されるわけで、これを評価したからには、そこをISO指定現場にする必要があると思うんです。なおかつそれでやっても、ISOに合格したものが県

の検査基準の点数で平均点以下の現場というのものもあるんです。ISOでは本来なら80点以上取れるはずのところ、ISO指定現場になっていたけど、実際やったら70点切ったよという現場もある。そこらの理解できない部分があるということを、あえてここで技術力から貢献度に評価のあり方を変えて、しかも説明がちょっときついなという感じがしました。

議会の考え方としても、消防が入ってないじゃないかという指摘大分ありますよね。しかし、全く受け付けない。消防はボランティアの中で経営事項審査のときに評価しているんですという説明です。ところが、消防団持ってたって、経営事項審査でたしか3ポイントでしょう。ISOは1つで10点評価もらえる、2つ持っていれば20点もらうんですよ。こんな矛盾した話と、県民からの率直な疑問なりを聞く耳を持たないかんですよ。全くそれ返ってきてないですね。そういう矛盾点を指摘されながらも。しかも委員会の答弁も大変だろうと思うですよ、県土整備部主導とわかっていて聞くんですから。しかしながら、独自の評価のあり方をやると言われたから、それはぜひ、言われていることがまともだと判断されればですけど、あるいは協議された結果そうなれば、独自で県土整備部に先行してでも、なるだけ実態に近い評価方式。でないと評価方式では、この事例で300万高い方が5,000万の工事を契約相手方になるということになりますよね。この入札額でも、4,700万より5,000万のほうが。だから、高い買い物を納税者はするんだ。それを納得する方法を模索しなきゃだめだということを基本に考えていかないと、何か説明しづらいところがあるんじゃないかと思うんです。

次に、蓬原委員も何度かこの場でVEという

ことを提言されています。VE提案の採用実績は技術力で評価するということですが、VEを導入した時点では何ぼかあったみたいですけど、最近聞いていません。実際、VEを提案した工事現場というのがあるんですか。

○徳永森林整備課長 森林土木事業ではございません。県土整備部でトンネル関係で何件かあったという話は聞いておりますが、最近どうかということは把握しておりません。森林土木事業においては、VE方式というのは工事の中身からしてないだろうと思っております。

○坂口委員 と思うんですよね。そうすると、これはあっても例外的な特別なところだけが評価対象になる、まだ余り普遍的じゃないという欠点があるんじゃないか。これをやる前にVEを導入する誘導策をやって、当初考えたように、あなた方が県民に対してもたらした利益の何割かは還元しますよという、総合評価よりもっと合理的な、高く評価してあげるという方法、そういうものを政策的に導入して、VEが一般的になってから。まず発注者側で、VEの技術にたえ得る職員をしっかりと養成してから導入で、ここを評価ポイントにするのは時期尚早かなと思うんです。こんな点も実態に合ったやり方をやっていくべきじゃないかと思うんですけど、この評価方式はあくまでも試行ですよ。

○徳永森林整備課長 森林土木事業につきましては、農林振興局ということで、農政水産部と環境森林部は発注機関が一緒になります。発注の範囲とか各部それぞれに特徴がありますので、総合評価方式につきましては、我が部は去年は1カ所だけでした。そういうこともありまして、ある程度公共三部で足並みをそろえたほうがいいかなということで、こういうふうになっております。ですが、一般競争入札の中で、地域性、

特色を出すとなれば、今後、森林土木事業、農地整備も含めて独自性をどう持っていくか検討していく必要があると考えておりますので、県土整備部も農政水産部も同じ局で発注しますので、その辺と検討を重ねながらいいものに仕上げていきたいと考えております。

**○坂口委員** 同じ使用者の中で同じものをつくって、しかも契約の相手方を高い人を選ぶ可能性を十分含んだ契約方法だということで、納税者の立場、トータル的に県民にそれだけの付加価値が還元できるという合理的な根拠のあるものを対象にすべきだと思うんです。だから、ISOなりVEというのは、ある意味では、ちょっとこれはどうかというようなものとか、絵にかいたもち的なものより、むしろVEを考えるなら、今は1種、2種の品確技術者というのがありますよね。品質確保に関する技術者というのは、いいものをつくって、それを責任持てる、判断ができる人たちですから、県庁の中にも資格を持った人が何人かいるんじゃないかと思うんです。そういうもののほうがむしろ合理的な評価対象だし、もうちょっと総合評価はお金が高くつくんだよということを念頭に置いた評価のあり方を常に見直して検討してほしい。これは要望でいいです。

**○堤環境管理課長** 先ほど長友委員の土壤調査の質問に対しまして、若干説明不足でございましたので、追加して説明させていただきます。

マンホール周辺の土壤調査の目的でございますけれども、過去との比較をするために実施したのではなくて、過去17年、18年に処理されない浸出水があふれ出たということで、一部については表面を流れ出たことがあるかと思いますが、その土壤中に浸透して有害物質が蓄積していた場合に、将来、それが地下水等を通じて

流れ出るおそれがあるということで、その周辺を実施したものでございます。今回、調査結果で土壤汚染対策法に定める基準値以内でございましたので、将来ともその土壤から有害物質が流れ出るおそれはないと判断したものでございます。

**○坂口委員** 要求資料の1番目の考え方ですね、標準歩掛かりで設計されたもので発注しているから、工期は延ばすけど金額は変更しないというのは、結論的には正しいと思うんです。それだけかかりますから。ところが、あくまでも明許繰越は議会が承認して初めてというのと、受注業者が、繰り越ししてもらわなくても、うちはこれまででできますよ、年度内にやりますよとなったときにどうなるかということです。工期は年度内完成ということで公募して、それで落札した人がいた。そこで、工事を年度内に完成してしまいましたとやったときに、これからいくと減額しなければならないことになるですよ。歩掛かりをそのまま工期を何倍も長く見てたとなると、歩掛かりも当然変わってきますし、損料等の共通仮設費なんかも変わってくると思うんです。積み上げ分なんか。例えば、安全確保のためのいろんな施設とか、損料が発生する仮枠とか敷板みたいなものとか、日を追うごとに金がかかるものというのがありますよね。それを200日の工期で出すのと50日の工期で出すものは、損料計算の日にか計算にかかる部分が違ってくると思うんです。

その根拠もこうだと思うんです。もともと10カ月工期の積算をしていたから、実際、3カ月で発注したけど、10カ月に変更した。もともと10カ月で必要なお金が入ってますから、契約変更しないんですわという説明ですよ。ということは、3カ月で終わってしまった場合、あるい

は議会がそれはだめだと言った場合、あるいは修正の代替案を出して、これは何も10カ月とらんでも、3カ月では無理だけど、標準的な施工計画を組めば6カ月でこの工期は終わるじゃないですかというものを我々が提示した場合。やたら工期を延ばすというのは、一日も早く供用して県民に効果を早く提供するというので、我々の意見が正しくなると思うんです。それが建設業法から見ても何から見ても問題がない工期のときは。だから、こういったやり方をとっているならば、3カ月でやるところの特殊な歩掛かりを組んでやっておいて、工期が伸びた分をそこで変更して行って、標準的な工期をとれば標準工期に戻していかないと、仮にその間に工事やるということになったときは、そのとき減額できなくなるんじゃないんですか、あえて減額するんですか。だから、これは法律に基づいた考え方じゃないんじゃないかという気がするんですけど、どうですか。

**○徳永森林整備課長** 1点目、議会の承認が得られない場合ということがありますので、その場合は、「承認がない場合は契約を解約する」という入札条件を入れた上で入札をしております。

もう一点、あくまでも標準工期です。例えば林道工事では、8,000万の工事であれば230日を標準にしますというのがあります。それを企業の努力によりまして8カ月で頑張っただけで終わったときに、現場管理費とかを2カ月分差し引くのかというのは、それは企業努力ということで、それが諸経費にどう絡んでくるかというのは私は把握してないんですが、それは現状としてやってないと、それは企業努力の中で。でないと、頑張っただけで早く終わった人たちの現場管理費を落とすのか。現場管理費の組み立てがわからない

ものですから、現状として減額変更してないということです。

**○坂口委員** 減額は難しいと思うんです。でも、標準工期をとってれば、予定していた工期のうちはやるというのを、工期を延長することもできない。そうなったときは満額支払わないといかんから、本当はこの考え方はおかしいということなんですね。

それと、今言われたけど、業者はこれから工期短縮するしかないんです。逆に経費を今のような含まれている分を節約するしかない。ところが、まだまだ担当の中には、「標準工期が10カ月見てあるのに、何でおまえのところは8カ月で終わらせるのか」というふうなことを平気で、施工計画をけ飛ばすのが少なくないということで、そこまで介入してはならんと、コンクリートの養生期間なり必要な作業日数なりがあつて、あとは企業の努力とやり方で、工期を短縮するものについては素直にそれに応じんといかんということを徹底せんと、これは今まで余り問題にならなかつたんでしょうけど、ここらを基本にすればそこ辺が出てくる。

3番目、必要があると認めるときはとか、思えるときというので、実際これが履行されないんですよね。1週間とめようと、3カ月とめようと、必要があると何を根拠に判断するのか。何日以内とめるときは必要だというぐあいに判断基準を持っておかないと、実際これで追加金を、あんたのところはちょっと工事をとめたから、その分金を見るわなと支払ったのは、実際はないと思うんです。ところが、これで業者は金を食ってしまうんです。事故でも起これば、業者は損害賠償まで求められたりする。だから、これは客観的な必要性をぴしっと判断根拠を持つべきだと思うんです。でないと、これは実際

は絵にかいたもちで、こここのところで業者は泣かされる。

これは甲乙協議の上変更するじゃなくて、受注業者が、あんたたちが工事とめたから、うちは損したから払ってくれという申請主義なんです。だから、協議と言っていたらずっとないと思うんです。申請してきたら、それを県が責任持ってどうするかという判断は発注者責任で判断する。判断するためには、全体の工事費に経費分を上回るような損害が出るわな、この現場の場合は1週間もとれば、これは追加をしてくれよという判断基準を持って申請してくださいということを通達することだと思うんです。協議となっているからといったって、「それは設計変更はきかん」、その一言で終わっています。合意せんから。約款も歩掛かりも両方とも申請主義で認めているということは徹底しないと、これも絵にかいたもちで、ここで泣かせてしまうと思うんですけどね。

**○徳永森林整備課長** 確かに中止の場合は、協議の上じゃなくて、県が必要と認めたものは見なさいということになっていますので、現状として、委員がおっしゃったように、今までは本県も過去2件ほどあったようですが、まだこの支払いは見てないようです。しかし、先ほども言いましたように、今、建設産業は大変厳しい状況にありますので、先般も出先を集めまして、負担すべきは負担しなさいということは今後も徹底していきたいと思えます。

**○坂口委員** くどくなりますけど、今までのやり方が、申請しても、「それは見られんよ」の一言で決まっていたけど、それは合議主義じゃなくて申請主義、そこで判断を伴って対応する。あくまでも業者の申請主義だということを徹底しないと、業者も担当も勘違いしてますよ。現

場で設計変更見てもらわんと、そのことでうちはこれだけの赤字が出ますよと言うけど、「それは設計変更はないよ」で終わりです。だけど、申請されたときは、それは文書で出してくれと、それをうちに持ち帰ってそれなりの決裁を経て、その結果、何日以内に通知しますというワンデーレスポンスを的確にやっていかないと、ここで本当に泣かされてますよ。これは要望ですけど、ぜひお願いします。

**○宮原委員長** ほかにございませんか。

ないようですが、その他で何かありませんか。

**○黒木副委員長** エコクリーンプラザみやざきの問題で、その対策のために職員の異動が行われておりますけれども、何人異動されておりますでしょうか。

**○飯田環境森林課長** 技術職員が補佐を入れて3名でございます。それと事務職員が1名、それと、先ほど御紹介申し上げました対策監が1名、合計5名ということでございます。

**○黒木副委員長** どの部課から異動されておるのでしょうか。

**○飯田環境森林課長** 対策監につきましては、県民政策部の総合政策課の課長補佐からということになっています。事務職につきましては、山村・木材振興課のほうから主査が1名、それと技術の補佐は小林土木事務所から、それと林務関係の技術者が東臼杵から1名、自然環境課から主査で1名の配置になっております。

**○黒木副委員長** これは非常に大きな問題で、力を入れて取り組むべき問題であって、徹底した対策をとるのは当然のことだと思いますが、今、林業にしましても非常に厳しい状況にあります。それらの対策が手薄になるのではないかという心配もあるんですけれども、そのための対策というのはとっておられますでしょうか。

○飯田環境森林課長 基本的には、それぞれの課におきまして暫定欠という状態になっておるわけございまして、例えば対策監につきましては、県民政策部のほうから見えましたがけれども、その後に福祉のほうからお見えになって、福祉のほうに森林整備課の補佐が行っております。それぞれ暫定欠という形になっておまして、そこにつきましてはそれぞれ分担をしてもらうなりしてこの場をしのいでいただくということで考えておりますし、森林の現場につきましては、治山林道協会等をお願いしまして、補助員の配置で対応しておるところでございます。

○宮原委員長 ほかにありませんか。

ないようですが、先ほどエコクリーンの問題でありましたように、住民の不安解消と施設の一刻も早い機能回復を図ることが基本になっていきますし、7月13日は知事も現地に出向かれての説明会もされているようでありますから、坂口委員からありましたように、原因の究明は究明、そして今後の対応というところで一つの方向が見えてこない、なかなか問題の解決に向かわないと思われま。部長を初め、ここだけでできる問題ではないと思いますが、なるべく早く工事なり一つの方向が出るように関係のところと協議をしていただいて、報告をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、以上をもって終了いたします。

執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午前11時43分再開

○宮原委員長 委員会を再開します。

8月20日（水曜日）から22日（金曜日）に実

施されます県外調査につきましては、前回の委員会において御意見のありました内容を踏まえ、お手元に配付のとおり実施いたしますので、よろしくお願いをいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午前11時43分閉会